

6 給与所得の速算表

単位：円

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
以上	未満		
0	650,000	0	
650,000	1,900,000	合計額から 65 万円を控除した金額	
1,900,000	3,600,000	合計額÷4=A	A×4×70%-80,000
3,600,000	6,600,000	(千円未満切捨)	
6,600,000	8,500,000	合計額×90%-1,100,000	
8,500,000	以上	合計額から 195 万円を控除した金額	

7 公的年金等に係る雑所得の速算表

単位：円

年齢	公的年金等収入額 A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳 未 満	130 未満	A-60	A-50	A-40
	130 以上 410 未満	A×75%-27.5	A×75%-17.5	A×75%-7.5
	410 以上 770 未満	A×85%-68.5	A×85%-58.5	A×85%-48.5
	770 以上 1,000 未満	A×95%-145.5	A×95%-135.5	A×95%-125.5
65 歳 以 上	1,000 以上	A-195.5	A-185.5	A-175.5
	330 未満	A-110	A-100	A-90
	330 以上 410 未満	A×75%-27.5	A×75%-17.5	A×75%-7.5
	410 以上 770 未満	A×85%-68.5	A×85%-58.5	A×85%-48.5
	770 以上 1,000 未満	A×95%-145.5	A×95%-135.5	A×95%-125.5
1,000 以上		A-195.5	A-185.5	A-175.5

17 18 19 20 23 24 25 扶養控除等

控除対象配偶者、扶養親族とは令和 7 年 12 月 31 日現在で生計を一にする親族等で合計所得金額が 58 万円以下の人

控除の種類			所得税	住民税	※	摘要
扶養控除	一般	(16 歳以上)	38 万円	33 万円		平成 22 年 1 月 1 日以前生まれの人で、特定・老人・同居老親等以外の人
	特定	(19 歳～22 歳)	63 万円	45 万円		平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの間に生まれた人
	老人	(70 歳以上)	48 万円	38 万円		昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれの人
	同居老親等	(70 歳以上)	58 万円	45 万円		老人扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属で、本人またはその配偶者のいざれかとの同居を常況としている人
(本人、控配及び扶養親族)	障害者	障害者	27 万円	26 万円		
	特別障害者	特別障害者	40 万円	30 万円		身体 1 級・2 級、精神 1 級、療育 A、戦傷病特別項症から第 3 項症 など
	同居特別障害者	同居特別障害者	75 万円	53 万円		特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族で、本人や配偶者、本人と生計を一にする親族のいざれかの人と同居を常況としている人
ひとり親控除 (本人)			35 万円	30 万円		婚姻していない又は配偶者が生死不明で総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有し、合計所得金額が 500 万円以下
寡婦控除 (本人)			27 万円	26 万円		ひとり親に当たらないかつ、以下のいざれかに該当する人 ・夫と死別した後婚姻していないまたは生死不明で、合計所得金額が 500 万円以下 ・夫と離婚した後婚姻していないかつ扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下
勤労学生控除 (本人)			27 万円	26 万円		合計所得金額が 85 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下
基礎控除			万円	43 万円		合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 以下は 29 万円、2,450 万円超 2,500 万円は 16 万円、2,500 万円超は適用なし

※ 16 歳未満の扶養親族(平成 22 年 1 月 2 日以後に生まれた人)については、扶養控除の適用はない〔平成 23 年分から改正〕

※ 「青色事業専従者給与」を受けている人や「事業専従者控除」の対象とされる人は重ねて配偶者控除・扶養控除を受けることはできない

※ ひとり親控除・寡婦控除の適用については、令和 7 年 12 月 31 日の現況において「再婚していないこと」も必要条件になる。また、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を除く

21 22 配偶者(特別)控除(所得金額の合計が 1,000 万円以下のもの)

令和 7 年分から (令和 6 年分から令和 6 年分は 合計所得金額 58 万円→48 万円)	申告者の合計所得					
	900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者の合計所得金額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額
0～ 580,000	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円	11 万円
0～580,000【老人配偶者】	48 万円	38 万円	32 万円	26 万円	16 万円	13 万円
580,001～ 950,000	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円	11 万円
950,001～1,000,000	36 万円	33 万円	24 万円	22 万円	12 万円	11 万円
1,000,001～1,050,000	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	11 万円
1,050,001～1,100,000	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
1,100,001～1,150,000	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
1,150,001～1,200,000	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
1,200,001～1,250,000	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
1,250,001～1,300,000	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
1,300,001～1,330,000	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
1,330,001～	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

※老人配偶者 70 歳以上 (昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれの人)

16 地震保険料控除 (最高 25,000 円)

地震保険料控除額 + 長期保険料控除額 (最高 25,000 円)

地震保険料 (最高 25,000 円)

地震保険契約に係る保険料の支払額×1/2

※経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険料については従前の損害保険料控除を適用する

旧長期損害保険料 (最高 10,000 円)

保険料の額が 5,000 円を超える場合は、支払額×1/2+2,500 円

28 医療費控除 (最高 200 万円)

(A)の金額から(B)の金額を控除した金額

(A)支払った医療費－保険金などで補填される金額

(B)10 万円と「総所得金額等合計額の 5%」のいざれか少ない金額

15 生命保険料控除 (最高 70,000 円)

(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等 (新契約)

一般生命保険料控除 + 個人年金保険料控除 + 介護医療保険料控除

住民税	
支払保険料	控除額
12,000 以下	支払額全額
12,000 超 32,000 以下	支払額×1/2 + 6,000
32,000 超 56,000 以下	支払額×1/4 + 14,000
56,000 超	28,000

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等 (旧契約)

一般生命保険料控除 + 個人年金保険料控除

住民税	
支払保険料	控除額
15,000 以下	支払額全額
15,000 超 40,000 以下	支払額×1/2 + 7,500
40,000 超 70,000 以下	支払額×1/4 + 17,500
70,000 超	35,000

(3) 新契約と旧契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額は、

それぞれ次に掲げる金額の合計額 (限度額 28,000 円) となる

イ 新契約の支払保険料等については、上記 (1) により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等については、上記 (2) により計算した金額

※新契約と旧契約の双方を締結している場合でも、旧契約のみを申告して上記 (2) の保険料控除を適用することも可能

28 セルフメディケーション税制 (最高 88,000 円)

(A)の金額から(B)の金額を控除した金額

(A)支払った特定一般医薬品等購入費－保険金などで補填される金額

(B)12,000 円

※申告者が健康の保持増進及び疾病の予防のため「一定の取組」を行っていることが必要

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、

従来の医療費控除との選択適用となるため、いざれか一方しか適用できない